



平成 29 年 11 月 28 日

加藤映次さんを守る会通信

NO.15

発行：冤罪 鈴鹿殺人事件
加藤映次さんを守る会事務局

いつも守る会の皆様におかれましては、加藤映次さんをご支援いただきありがとうございます。控訴審の際には大勢の方に傍聴いただき心より感謝、お礼申し上げます。また、7月2日に開催されました“守る会総会”には多くの方にご参加いただき、弁護団の先生から上告審の状況と今後の支援活動について話し合いがおこなわれました。上告審に向け弁護団の先生方には加藤映次さんの無罪・差戻し判決を勝ち取るために昼夜を惜しみ取り組んでいただいています。

上告審の闘いはさらに厚く高い壁がそそり立っています。加藤映次さんをあの高い壁の向こうから助け出す為にこれまで以上に皆様のご支援を賜り、無罪・差戻し判決を勝ち取るお力を引き続きお貸しくさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

会長・伊藤三重男

◎ 冤罪・鈴鹿殺人事件 のこれまでの主な経過

・2012年

- 11/13 事件発生 鈴鹿市山本町で辻元彦さんが何者かによって殺害
- 11/14 加藤映次さんが、犯人として疑われ鈴鹿署に連行される
- 11/17 逮捕令状が執行、逮捕され鈴鹿署に
(妻・両親とも2014年8月下旬まで1年9カ月もの間、接見禁止とされる)

・2015年

- 5/19～7/24 津地裁にて裁判員裁判を争う
(当時、津地裁最長期間 67日間、23回開廷)
- 7/24 懲役17年の不当判決 → 即刻控訴手続き

・2016年

- 2/4～12/19 名古屋高裁にて控訴審を争う
- 12/19 控訴審棄却判決 → 即刻上告手続き

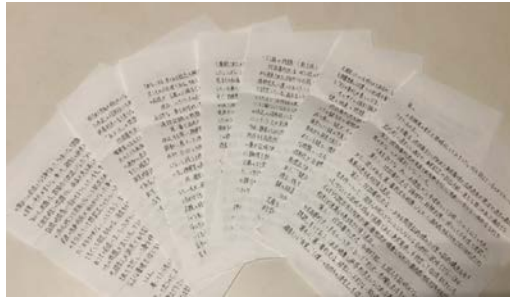
・2017年

- 5/26 上告趣意書提出
- 10/17 補充書提出

11/13 守る会役員会議を開催 (今後の支援活動について)

☆逮捕令状が執行され、勾留されてから11月26日で1,836日となりました!





◎上告審の状況について、拘留所の加藤映次さんから皆さんに伝えてほしいと手紙が届きました！なんと便箋7枚に綴られており加藤映次さんの思いがヒシヒシと伝わってきましたが、わかりやすいように下記にまとめました。


※上告審は、控訴審までに行われた事実審理や法律適用が憲法や過去の最高裁判例に違反した場合や、事実認定や訴訟手続きに重大な誤りがあった場合でない限り、控訴審判決が見直される事はない。見直しに至らない場合は公判も開かれないのが慣例となっている。それを許さない為に弁護団が上告理由として以下の4点を主張している。

- 〔1〕 控訴審判決は「論理的、経験則等に照らして不合理で是認しがたい誤りがある」第一審判決を破棄しなかった最高裁平成24年2月13日判決（刑集第66巻4号482頁）違反。
- 〔2〕 控訴審判決は、いわゆる間接証拠積み上げ型の証拠構造を有する本件について、「被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係」を特定して指摘すべきところ、そのような説示をしなかった第一審判決を破棄しなかった最高裁平成22年4月27日判決（刑集第64巻3号233頁）違反。
- 〔3〕 控訴審判決は、合理的疑いを超える証明がないにもかかわらず有罪判決に至るという点において「判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認」をしており、これを破棄し無罪判決をしなければ著しく正義に反する事。
- 〔4〕 第一審判決は、被告人に不利な一般情状を殊更に大きく評価し、被告人に「自覚」「（償いの気持ち）芽生え」を促し感銘力を与える為に重い刑を選択したのは明らかであるが、もはや公な刑罰と言えないことは明白であり、一般情状を調整要素と位置づけ犯情を重視する近時の裁判員裁判における量刑の在り方からしても「刑の量刑が甚だしく不当」であり、破棄しなければ著しく正義に反する事。

◎個別論点として主な点は以下。

①鍵の相違の問題（新主張）

被害現場建屋の入口ドアの鍵5本の現物確認を行った所、被告人の車両から発見されたとされる摩耗感の著しい鍵が、その5本の内に存在していない事が判明した。10月17日付の上告趣意補充書において、鍵の相違は科学的にも示される事になった。科学的な反証なく否定も無視もする事が許されるはずもなく、もはや決定的というべき問題になっている。（5本とされた鍵は実際には5本以上有るという事）

??? 鍵は一体何本あるの ???  + α . . .

②ゴミ箱の問題（新主張）

鍵が、ティッシュペーパーで三重に包まれハサミケースの中に入った状態で、被告人の車両から発見された件で、【M】はハサミを取り出した空のケースを被告人の車両のゴミ箱に捨てた上、公園のゴミ箱に捨てたとしている。が、調査してみた所、公園にはゴミ箱が存在していなかった事が明らかになった。公園の所在する市役所への聴取による裏付けも取れた。これにより【M】供述は明確に否定された。



③ハサミケースの問題（補完しての再主張）

控訴審での新たな証拠開示によって、被告人の車両が捜査機関に押収される前後で、鍵が入っていたとされるハサミケースの中身の状態が異なっている事が明らかになった。鈴鹿署内での車内の検証に立ち会った第三者から「カーナビの電源を入れたところ、山本町内（被害者宅）が表示された」との事実が確認された。経由する必要もない被害者宅をなぜ経由したのか？検証の最初にやったルミノール検査の際にはハサミケースが車内になかった事を証言している。現在、ハサミケースの在中物が自然には変化し得ず、人為的による変化でしか有り得ない事を科学的に証明した証拠の補充提出を準備中である。



④通話記録の問題（無視されているので再主張）

第一審で【M】が「午後3時頃に被告人から電話でスーツを持ってくるよう頼まれた」と供述したが、検察官が示した通話記録一覧表には明確な誤りがあり、不当な誘導に基づいた供述である事が証明された。検察官作成の一覧表には、①14:57、②14:59、③15:07 と3件が存在しているとされていたが、通話会社の記録によると、1件目はそもそも存在してないし、残り2件も実際には通話していない（話し中による不通）事が証明されている。そもそも正午頃から午後3時前頃まで被告人と森本は一緒にいたのだから、電話で指示をするような状況にない。また、「捨てる」行為についても、ゴミ箱の不存在が証明されて矛盾が明らかになったのだから、「スーツを捨てた」という供述の信用性はない。【M】の再尋問は不可避である。

⑤「あメール」の問題（再主張）

控訴審判決は、「あメール」が既読になったのは本件翌日午後3時28分の警察官によるスマホ発見以降の検証時の誤操作であると認定する。しかし同時点のスマホ画面上には、未読時に表示される（繰り返し）設定になっていた「あメール」の通知が存在していない。要するに、同時点で「あメール」が「既読」である事はすでに確定事項であり、検察官も通知が処理済みである事を認めざるを得ず、スマホ発見時刻を早める主張を展開しようとする中での控訴審判決は完全な事実誤認である。当該警察官の存在すら不明、スマホの検証前保全証拠も開示されず、

「あメール」の存在は端的に被告人の無実を証明している。

⑥その他

現場遺留毛髪のDNA型鑑定が保留のまま推移しているのは被告人に毛髪が無い事への偏見と差別であり人権侵害の違法だ等、法律審に則した当事者視点の主張が多岐に渡って展開されている。尚、控訴審では主に「あメール」問題と、被害者の死亡推定時刻（焦点となったのは胃の残留物）が争点になったのであるが、主争点が「アリバイの成立の有無」になっているのが、この裁判の特異な点である。アリバイの有無は事件との関わり方の前提となる事であって、今頃になって問題になる事自体がおかしい。事件の本質に争点が至らない事こそ、被告人の無実を如実に示しているといえる。

結局、「あメール」問題は、誤操作で既読になった「かも知れない」と片付けられているが、死亡推定時刻の問題でも、体温が急上昇した「かも知れない」と無理矢理、被告人の訪問時間帯に合わせようとしている。胃の残留物についても第一審が「前夜の食事の消化残りで矛盾しない」と認定されていたのが、控訴審で新たな証拠開示で前夜の食事内容が明らかとなった事で矛盾している事も判明（検察は矛盾しているのが分かっていることをご認定させた）する中で、死亡に比較的近い時間帯に食べた「かも知れない」としており、すべての認定が憶測で成り立っているのである。憶測を用いてまでして否定するのは、否定する証拠がないからに他ならず、控訴審判決が**有罪ありきの前提**に立っていたからこそである。アリバイが示される中で、解決できない問題が出てくる事こそ被告人が無実である証左といえる。正しく事実を見れば、もはや無罪判決が出されて当然という事を強く訴える書面になっている。最高裁の公正な審理を信じたい。



(裁判所のHPより)

◎事件発生から5年もの月日が過ぎました。加藤映次さんは犯人ではありません。一貫して無実を訴え続けています！

『不当な勾留生活に心が折れそうになることもあるけれど、犯していない罪を認める訳にはいかない！ 苦勞をかけている妻そして子ども達を早くこの手で抱きしめたい…。どうか皆さんのお力をお貸しく下さい。僕を助けて下さい！』・・・と訴えています。



Photo by Kawai

(仕事の取引先だった方から送っていただいたサッカー観戦時の満面笑顔の加藤さん！早くこの笑顔に戻してあげて、帰りを待っている家族の元に返してあげたい…)

今、加藤さんはすでにアリバイを示す様々な証拠にさらにプラスするために膨大な資料を1から見直す日々を過しています。真実はひとつであるし、裁判官はその真実を見極め公正な判断をするべきだし、裁判官の正義を信じたい。そして裁判官を納得させられるぐらいに世論が盛り上がるよう報道関係者にも鈴鹿事件のことを取り上げてほしいと願っています。

長い勾留生活で、加藤さん本人も家族も精神的・経済的にも苦しい状況を強いられています。より一層のご支援と一筆でも多くの署名、そして守る会への入会をお願いします。

◎上告審でなんとしても加藤さんの無罪・差戻し判決を勝ち取るために、今後守る会での活動方針意思確認のために11/13に役員会を開きました。

※確認事項

- ① 新しいビラ（チラシ）を作成する（12月中）
- ② 上告審に向けた、状況の詳細報告（弁護団）・学習会を開催する予定です。
 - ・期日：2018年1月28日（日）14：00～**予定**
 - ・場所：大須アメ横ビル
 - ・終了後懇親会を予定しています。
- ③ 上告審に向け署名を集めています
 - ・最高裁に提出します。いままで（津地裁、名古屋高裁）署名してくださった方も要請先が、違いますので新たに署名をお願いします。
11月26日現在 1,558筆（内、1,077筆は7/18に最高裁提出済み）
ひとりひとりの力は小さいけれど、あなたの一筆が加藤さんを冤罪から救う大きな力に！
- ④ 守る会への入会（継続・新規）の手続きをお願いします。
11月26日現在 65名（継続手続きをお願いします、2016年会員数102名）
〈既に手続き済みの方にも用紙を同封しています、お知り合いの方に入会をおすすめください〉

孤独と不安な日々を闘っている加藤映次さんに手紙・ハガキを出して励ましてあげよう！

〒461-8586 名古屋市東区白壁1-1 加藤映次さん 宛て

もちろん面会大歓迎です。ただし、面会は制限があります。詳細は事務局までお問合せください。

拘置所では一日中、誰とも会話することがない日があります。狭い空間の中で孤独と闘っています…。ツライ勾留生活の中で一番の楽しみは面会です！皆さんは拘置所には行った事がないと思いますが、スケジュールがあえば加藤さんのご両親と一緒に連れて案内します？！と言っています。面会には回数制限1日1組、3名までの人員制限などがありますので面会の際には事務局まで問合せ下さい。

署名用紙、入会用紙、封筒、チラシなどご連絡いただければお送りいたします。事務局までご連絡ください。

冤罪 鈴鹿殺人事件・加藤映次さんを守る会事務局

事務局長：藤浪正孝

〒496-0862 津島市城山町1-15 加藤元博気付 電話・FAX；0567-25-4976

Email：yukimotorobin@yahoo.co.jp ホームページ：<http://enzai.main.jp/>

[冤罪ブログ拘置所 NOW！ http://eiji-enzai.blog.jp](http://eiji-enzai.blog.jp)